

医療に係る安全管理のための指針

医療法人鉄蕉会 亀田森の里病院（以下、当院）は、質の高い安全な医療を提供することを目的として、安全管理体制の強化を図るため、安全管理のための指針を下記の通り策定する。

1. 医療安全に関する基本的考え方

- (1) 安全で質の高い医療を提供するために、患者およびそのご家族にも誠実な対応をし、事故防止に努め、安心して医療が受けられるよう心がける。
- (2) 発生した事故に関して、原因分析を実施し再発防止策を構築して、さらにその実効性と有効性を検証することを基本とする。

2. 医療に係る安全管理の為の組織に関する基本方針

- (1) 医療安全管理委員会
- (2) 医療安全管理室
- (3) 医療安全管理者（セーフティマネージャー）
- (4) リスクマネージャー
- (5) 医薬品安全管理責任者
- (6) 医療機器安全管理責任者

3. 報告に基づく医療に係る安全確保を目的とした改善方策に関する基本方針

- (1) 医療事故防止の具体的な要点を定める医療安全管理規程を作成し、必要に応じて修正をおこなう。
- (2) 医療に係る安全管理の確保のために、患者に実害のない事例も含めて広く医療事故報告を収集し、調査・分析に基づく改善策の策定およびその実施状況の評価を行なう。
- (3) 収集された事例は、医療安全管理に資することができるようカテゴリー化し、医療安全情報や職員用のサイトを利用して、フィードバックを行う。
- (4) 改善策が有効に機能しているか、チェック・評価し必要に応じて見直しを図るものとする。

4. 医療に係る安全管理の為の職員研修に関する基本方針

医療人として、広い視野で細やかなものの考え方の意識改革と安全管理意識の高揚ならびに医療の質の向上を図るため、全職員を対象とした教育・研修を年2回以上実施する。

5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

- (1) 第一に患者の救命と回復を最優先に考え行動する。
- (2) 直ちに上司に報告を行い、各部門の責任者は、病院長に報告すると同時に医療安全管理室に報告する。
- (3) 家族への連絡・説明は速やかに、事故の概要、回復措置、今後の見通しについて、誠意をもって行う。
- (4) 事故の状況や説明内容、その時の家族の反応など詳細に記録する。
- (5) 事故の状況は、経時記録を行い、事実のみを客観的にかつ正確に記録する。
- (6) 病院長は、必要に応じて警察あるいは医療事故調査・支援センター等の関係機関への報告・対応をおこなう。
- (7) 重大な医療過誤が発生した場合は、現場当事者のみならず病院全体が組織として対応する。

6. 患者等に関する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針については、亀田総合病院のホームページに掲載するものとする。患者・家族が、当該指針の閲覧を求めた場合には、これに応じる。

7. 患者家族からの相談に関する基本方針

相談窓口等の担当者と連携して、医療安全対策に係わる患者・家族からの相談を把握し、病院の機能改善を図る。